

# 令和6年4月～9月キャンペーン実施中！

令和6年4月から9月の間に設置した  
機械式生ごみ処理機については **助成金** を  
**40,000円(上限)**に増額します！

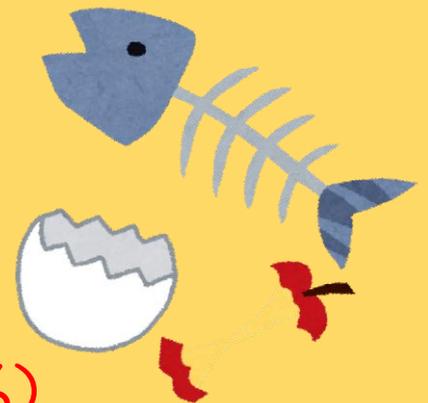
## 【通常】

助成金：設置費用の1/2（50%）  
（上限30,000円）

## 【キャンペーン期間中】

助成金：設置費用の8/10（80%）  
（上限40,000円）

例：設置費用40,000円の場合、32,000円を助成  
 $40,000円 \times 8/10 = 32,000円$



## ※注意※

キャンペーン期間の対象になるのは購入日が令和6年4月1日から令和6年9月30日の物に限ります。

購入日が令和6年3月31日以前、及び、令和6年10月1日以降の場合は、キャンペーン適用外のため、通常通りの助成金になります。

申請の期限は購入月の翌月までになります。

例：4月3日購入の場合は5月末が申請期限

※令和7年度以降のキャンペーンの実施については未定です。

詳細は裏面をご確認ください。

# 家庭用生ごみ処理機に助成！

機械式処理機は、ごみの減量化につながるだけでなく、生ごみのいやな臭いや、排出時の汁だれ等、衛生面での問題解決に有効です。

これを機会に、是非、生ゴミ処理機のご購入をご検討ください。

家電量販店、ホームセンター、インターネット等でご購入いただけます。

対象商品かご不明な場合には、環境課にお問い合わせください。

なお、購入金額は商品・店舗により異なりますので、各販売店にご確認ください。

## ◎補助金（なお、予算には限りがありますのでお早めに申請してください。）

- ・生ごみ処理機については令和6年4月から令和6年9月購入分まではキャンペーン期間として設置費用の8/10（40,000円を限度）を助成します。  
※令和6年3月以前、令和6年10月以降購入分については設置費用の1/2（30,000円を限度）の助成になります。
- ・市内の一般家庭につき1台まで（買い替えで過去に補助金交付を受けた場合5年経過後）  
※なお、コンポスト容器については1/2以内で、限度額を6,000円として助成いたします。

## ◎手続き ※処理機の設置（購入）後に申請となります。

提出書類（申請期限は購入月の翌月末までとなります。例：4/3購入の場合5月末）

1. 申請書（様式第1号）
2. 請求書（様式第3号）

添付書類

1. 当該機器設置に係る領収書
2. 設置機器を判別できるチラシ又はカタログ等

提出方法（持参または郵送）

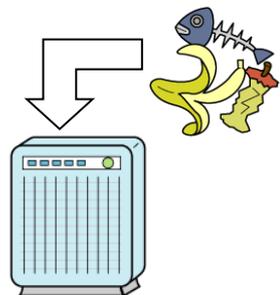
持参 … 環境課窓口（市役所2階）

郵送 … 〒329-0492 下野市笹原26 下野市役所 環境課 行

注意事項

請求者は領収書に記載のある方で市税滞納が無い方となります。請求者以外の方の口座に振り込む場合は、別途委任状が必要です。

振込先の口座番号（申請者名義）を控えてきてください。



## ◎問い合わせ

下野市 市民生活部 環境課 Tel.0285-32-8898

HP（申請書等をダウンロードできます。）

<https://www.city.shimotsuke.lg.jp/1724/info-0000001494-3.html>

